

社援発第0215008号

平成19年2月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るための
スペース（地域交流スペース）の整備について」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長
通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により行われているところであるが、今般、
同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することと
したので、貴管内社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

改 正 後	現 行
<p>I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備</p> <p>1 趣旨 社会福祉施設等が在宅福祉の推進を図るため、その機能を十分に発揮できるようにするため、地域に密着した独自の事業を実施するために必要なスペースをモデル的に整備する。</p> <p>2 対象施設 地域に密着した独自の事業を実施し、または実施を予定している場合であって、このための専用スペースを整備する入所施設（個別にモデル施設として指定）。</p> <p>3 補助対象 地域に密着した独自の事業を実施する上で必要な専用スペース （例示） ・ ボランティアの情報交換の場・活動拠点等のスペース ・ 地域の人々と入所者が交流するための談話等ができるスペース ・ 家族・他施設入所者・地域の人々が入所者と泊まれる宿泊室 ・ その他の地域に密着した独自の事業を実施するためのスペース等</p> <p>II 防災拠点型地域交流スペースの整備</p> <p>1 趣旨 災害時における要援護者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することが、極めて困難になることが多い。 このため、これら要援護者に対する処遇に関して専門的機能を有する社会福祉施設において、被災要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えた防災拠点型地域交流スペースを整備し、災害時における要援護者の処遇の確保に資するものである。</p> <p>2 対象事業 I の地域交流スペースの整備に併せて、災害時において避難生活が必要となつた障害者等の要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する事業。</p> <p>3 その他 （1）要援護者の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。 （2）要援護者の受け入れに当たっては、必要な介護、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。 （3）災害時において、要援護者30人程度が一時的に避難生活が可能となるスペース及び設備の確保が図られること。 （4）平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものであるが、災害時には速やかに要援護者の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。</p> <p>III 補助基準単価（I及びII共通） 平成17年10月5日厚生労働省発注事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第2の6の（1）のニに定めるところによるものとする。</p>	<p>I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備</p> <p>1 趣旨 社会福祉施設等が在宅福祉の推進を図るため、その機能を十分に発揮できるようにするため、地域に密着した独自の事業を実施するために必要なスペースをモデル的に整備する。</p> <p>2 対象施設 地域に密着した独自の事業を実施し、または実施を予定している場合であって、このための専用スペースを整備する入所施設（個別にモデル施設として指定）。</p> <p>3 補助対象 地域に密着した独自の事業を実施する上で必要な専用スペース （例示） ・ ボランティアの情報交換の場・活動拠点等のスペース ・ 地域の人々と入所者が交流するための談話等ができるスペース ・ 家族・他施設入所者・地域の人々が入所者と泊まれる宿泊室 ・ その他の地域に密着した独自の事業を実施するためのスペース等</p> <p>II 防災拠点型地域交流スペースの整備</p> <p>1 趣旨 災害時における要援護者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することが、極めて困難になることが多い。 このため、これら要援護者に対する処遇に関して専門的機能を有する社会福祉施設において、被災要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えた防災拠点型地域交流スペースを整備し、災害時における要援護者の処遇の確保に資するものである。</p> <p>2 対象事業 I の地域交流スペースの整備に併せて、災害時において避難生活が必要となつた障害者等の要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する事業。</p> <p>3 その他 （1）要援護者の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。 （2）要援護者の受け入れに当たっては、必要な介護、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。 （3）災害時において、要援護者30人程度が一時的に避難生活が可能となるスペース及び設備の確保が図られること。 （4）平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものであるが、災害時には速やかに要援護者の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。</p> <p>III 補助基準単価（I及びII共通） 平成17年10月5日厚生労働省発注事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第2の7の（1）のイの（エ）及びイの（エ）に定めるところによるものとする。</p>